

企画競争説明書

業務名称：パラオ国環境配慮型交通システム整備プロジェクト

調達管理番号：22a00869

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国環境配慮型交通システム整備プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年5月～2026年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第3チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 21日 12時
3	質問への回答	2023年 2月 27日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 3月 10日 12時
6	プレゼンテーション	2023年 3月 14日 9時～17時の内、2時間程度 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
7	評価結果の通知日	2023年 3月 22日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パラオ国環境配慮型交通システム導入に係るマスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00340）の受注者（株式会社サクセス・プロジェクト・マネジメント・オフィス）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例：22a00869_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00869_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が

第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」という。）と受注者名（以下、「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パラオ国環境配慮型交通システム整備プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パラオは、国全体の人口規模は約1万8,000人（世界銀行、2020年）であるが、新型コロナウイルス感染症拡大前には年間約10万人もの観光客（パラオ政府観光局、2019年）が同国を訪れており、観光が主要産業となっている。同国の観光産業推進方針は、2015年に同国政府によって策定された「Palau's Responsible Tourism Policy（パラオの責任ある観光方針）」の中で定められており、観光開発と気候変動対策とのバランスを保持するとしている。具体的には、パリ協定に基づく「Nationally Determined Contribution（国が決定する貢献）」の温室効果ガス排出量削減目標として、2025年までにエネルギー部門を対象に2005年の水準から22%削減することを目指している。また、自動車交通（以下、「交通」という。）を対象として、2016年に同国政府によって策定された「Complete the Streets Initiative」の中で、自家用車から電気自動車（Electric Vehicle（EV））やバイオディーゼル燃料車等への転換、徒歩・自転車及び行政によって運営される交通事業（以下、「公共交通」という。）による移動の促進に取り組むこととしている。

この持続可能な経済成長の実現のため、Sustainable Development Goals（SDGs:持続可能な開発目標）に関する2030年への道筋として「1st Voluntary National Review on the SDGs」を同国は2019年に発表した。その中で、再生可能エネルギーを活用した交通網の整備が優先課題として挙げられている。しかし、その主要な交通手段は依然として自家用車であり、パラオ側へのヒアリング結果によると2022年時点で約1万台が登録されている。

かかる状況を受け、パラオ政府は公共交通網の整備による自家用車利用の削減を目指し、人的資源・文化・観光・開発省（Ministry of Human Resources, Culture, Tourism, and Development（MHRCTD））が2022年5月から試験的に路線バスの運行を開始した。3台のみのため、朝夕1便程度の運行ではあるが、1便当たりの座席数に対して半数以上の乗客があり、更なる輸送力の強化を目指している。石油燃料を100%輸入に頼っている同国では昨今の原油価格高騰が自家用車を利用する国民に負担となっていることから、公共交通を整備しその利用を促進する必要がある。

一方、上記MHRCTDによる路線バスとは別に教育省（Ministry of Education (MOE)）によるスクールバスや、保健・福祉省（Ministry of Health and Human Services (MHHS)）による高齢者や障がい者向けの送迎バスも運行しており、行政側が提供するバス運行（以下、「公共バス」という。）が輻輳しているため、それらを統合し効率化することも求められている。

同国が持続的な経済成長を成し遂げるためには、これらの課題への解決策として、国民及び観光客が利用しやすく、また海洋国家・観光立国という特性を考慮した、自家用車に代わる交通手段（以下、「環境配慮型交通システム」という。）を選択できるようにする必要がある。短期的には公共バスの運営効率化とその輸送能力の拡充、中長期的には電気バス（以下、「EVバス」という。）や本邦でも地方の観光地で利用が進む自動車よりコンパクトで環境性能に優れた少人数向けの車両（以下、「小型モビリティ」という。）の導入、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス（Mobility As A Service(MaaS)）やオンデマンド交通等の、従前の公共交通に留まらない新規的な交通手段（以下、「モビリティ」という。）も検討対象となり得る。

かかる背景の下、本プロジェクトでは、

（１）上記のような将来的な技術の進展や交通需要を考慮した交通政策の検討

（２）同国の交通状況の改善に向けた実現可能な体制の構築

（３）公共交通の計画・管理・運営に係る能力向上支援

等を通じて、環境に配慮した将来像を見据えたパラオ側の交通マスタープラン策定を支援する。

第3条 プロジェクトの概要

（１）プロジェクト名

パラオ国環境配慮型交通システム整備プロジェクト¹

（２）上位目標

パラオにおける環境配慮型交通システムが整備される。

（３）プロジェクト目標

パラオにおける環境配慮型交通システム導入に係る計画・実施に関する能力が向上する。

（４）期待される成果

【成果1】パラオの交通に係る現況分析が行われる。

【成果2】環境配慮型交通システムに係るパイロット事業が実施され、その効果及び事業性が確認される。

¹ 採択時のプロジェクト名は「環境配慮型交通システム導入に係るマスタープラン策定プロジェクト」であったが、現在日本パラオ両国政府間で名称変更の手続き中。

【成果3】環境配慮型交通システム導入に係る交通マスタープランが作成される。

【成果4】行政機関、運行事業者の公共バス運営に係る能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. 交通状況、交通需要、交通に係る課題の調査を実施する。（女性、年配者、社会的弱者の交通需要についても考慮する。）
- 1-2. 試験運行中の路線バスやスクールバスの現況を評価する。
- 1-3. スクールバスを路線バスに活用した場合の課題等を把握する。
- 1-4. 交通に係る法制度・組織を調査・分析する。
- 1-5. C/Pによる官民からなる交通会議²の設置を支援する。
- 1-6. 将来の交通需要を予測する。

【成果2に係る活動】

- 2-1. パイロット事業の概要案やスケジュールを検討し、交通会議で協議し、合意する。
- 2-2. 既存のバスを活用した公共バス改善に係るパイロット事業の詳細案を検討し、C/Pと協議し、合意する。
- 2-3. 本プロジェクト内で供与するバス車両に係るパイロット事業の詳細案を検討し、C/Pと協議し、合意する。
- 2-4. 交通会議にてパイロット事業の詳細案を協議し、合意する。
- 2-5. C/Pが実施する既存のバスを活用したパイロット事業を評価する。
- 2-6. C/Pが実施する本プロジェクト内で供与する車両に係るパイロット事業を評価する。

【成果3に係る活動】

- 3-1. 交通政策として公共バスの拡充や他の交通手段の導入を検討する。
- 3-2. 各交通政策を実現させるためのアクションプランを検討する。
- 3-3. 各アクションプランの優先順位や実施時期を検討し、交通マスタープランを策定する。
- 3-4. パイロット事業を踏まえて交通マスタープランを改訂する。
- 3-5. 交通マスタープランの政府計画としての承認を目指し、C/Pによる同国の審議会等へ交通マスタープランの提出及び審議対応を支援する。

【成果4に係る活動】

- 4-1. C/Pによる公共バスに係る行政上の制度や体制の改善を支援する。
- 4-2. C/Pによる公共バスの運行事業者の立上げを支援する。
- 4-3. 公共バスに携わる行政機関職員と運行事業者職員及び関係者の能力向上に係る支援を実施する。

² 詳細計画策定調査時にはPublic Transportation CouncilとしてPDMに記載。

- 4-4. プロジェクト終了後もパラオ側で公共バス運行を継続するため、C/Pによる民間委託、PPP、民営化等の実施に係る検討を支援する。
- 4-5. 本プロジェクトによる公共バス改善後の利用状況や道路混雑状況等のモニタリングを実施する。
- 4-6. パラオ国民と観光客に向けた公共バス利用に係る広報活動を実施する。

(6) 対象地域

コロール島、バベルダオブ島、両島から陸路で続く周辺諸島、及びペリリュ一島等の自動車道の整備された離島

(7) 協力相手先機関 (Counterpart。以下、「C/P」という。)

人的資源・文化・観光・開発省

(Ministry of Human Resources, Culture, Tourism, and Development (MHRCTD)) および

パラオ政府観光局 (Palau Visitors Authority (PVA))

※PVAは半自治体 (Semi Autonomous Body) であり、MHRCTDの監督下にある。

(8) 受益者

直接受益者:

MHRCTD 及び PVA

最終受益者:

公共基盤・産業省 (Ministry of Public Infrastructure and Industries (MPII))、MOE、MHHS、パラオ商工会議所 (Palau Chamber of Commerce (PCOC))、パラオ内州政府 (State Governments) パラオ国民、パラオへの旅行者

(9) プロジェクト実施期間

2023年5月から2026年5月 (36カ月間)

第4条 業務の目的

「パラオ共和国環境配慮型交通システム整備プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussions。以下、「R/D」という) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施し、「第8条 報告書

等」に示す報告書等を作成・提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト活動の実施方針

本プロジェクトは、海洋国家・観光立国という特性を有し、自家用車に代わる交通手段を必要としているパラオにおいて、主要産業である観光開発と気候変動対策を両立させた持続的な経済成長のため、全ての人々が広く利用できる将来的な環境配慮型交通システムの導入を目指すものである。プロジェクトの中では、路線バスやスクールバス等の既存の公共バスの改善や本プロジェクト内で供与する車両の導入に係るパイロット事業の実施、将来的な環境配慮型交通システム導入に向けた交通マスタープランの策定、これらの実施機関となる C/P 及び関係者の能力向上を柱とした活動を展開する。

JICA の重点課題グローバルアジェンダ「運輸交通」、および「都市公共交通の推進」クラスターの下で本プロジェクトを実施する意義として、上記のパラオにおける課題解決のみならず、環境に配慮した新しい交通手段の導入検討や、DX 等の新技術を活用した交通需要の把握等、今後高まっていくことが予想される途上国からの新しい課題やニーズに対する解決策の足掛かりとすることが挙げられる。

(2) プロジェクトの実施体制

パラオ側には、プロジェクトディレクター（プロジェクト実施にかかる全ての管理責任を有する者）として MHRCTD 大臣、プロジェクトマネジャー（プロジェクトの管理と技術的事項にかかる責任を有する者）として PVA 局長を置くほか、プロジェクトの実務者として MHRCTD、PVA 一般職員が配置される。

合同調整委員会（Joint Coordinating Committee (JCC)）では、プロジェクトの節目でプロジェクトの方向性を随時、確認・合意しながら案件を実施する。構成メンバーは以下のとおり。

【パラオ側】

- ・ MHRCTD 【Chairperson】
- ・ PVA
- ・ MPIO
- ・ MOE
- ・ MHHS
- ・ 法務省（Ministry of Justice (MOJ)）
- ・ PCOC
- ・ 州政府

- ・その他関係機関

【日本側】

- ・ JICA パラオ事務所
- ・ JICA 本部 社会基盤部
- ・ 在パラオ日本国大使館（オブザーバー参加）

(3) 関連する他案件との整合性

下記の案件とも連携し、効果的な案件履行に留意する。

JICA：「パラオ国 小型電気自動車、太陽光蓄充電システム、姫島モデルを活用した温暖化対策案件化調査」

国土交通省：「パラオ共和国における観光・環境に資する公共交通システム導入に向けた基礎情報収集・調査業務」

環境省：「パラオ共和国コロール州における EV 車両導入を通じた脱炭素化促進及びコ・ベネフィット創出事業」

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者はプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。また、先方と取り交わした R/D に記載された暫定的な運用計画（Plan of Operation。以下、「PO」という。）には主要な活動のみが示されており、プロジェクトの実施にあたっては詳細な活動計画を立案することが求められる。

(5) 指標の基準値・目標値

本プロジェクトのモニタリングに必要な指標や基準値・目標値として、能力向上支援の対象者数や関係者との打合せの実施回数を設定することを想定している。具体的な基準値・目標値は案件開始後の調査等を踏まえて検討し、C/P と受注者との協議を経て決定する。

基準値・目標値は、プロジェクトの進捗に伴い必要に応じて見直すことも含めて検討し、目標・成果の達成度を 6 ヶ月ごとに作成する Monitoring Sheet Summary 及び I & II（以下、「モニタリングシート」という。）に含めて報告する。

(6) 使用言語

C/P との間で取り交わされる書類の言語は全て英語とする。

(7) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパラオ・日本両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努める。特に公共交通は、市民の目にも見えるものであることから、イメージ向上に向けた各種広報活動、利便性向上の周知、市民への情報提供等を実施する。

受注者が現地入りする度に報道されるよう、メディアからの取材を受ける工夫も検討する。C/P に協力を依頼することも一案である。

(8) 現地のコンサルタント・企業の活用（現地再委託及び特殊傭人）

本業務の実施に際しては、交通量調査、各種情報収集、セミナー支援、パイロット事業の実施支援、本業務の円滑実施のための各種調整業務等において現地再委託や特殊傭人等の現地のコンサルタントや企業の積極的な活用を検討する。その場合、受注者は現地のコンサルタント・企業と密に連携し、互いに業務の方向性・進捗を確認しながら進める。

(9) ジェンダー、貧困削減の視点から留意すべき事項

本プロジェクトは JICA ジェンダー分類におけるジェンダー活動統合案件である。詳細計画策定調査にてジェンダー分析を行った結果、公共交通サービスは様々な環境にある女性の利用者がおり、男女別のニーズを汲み取って計画・実施していくことが必要であることが明らかになった。本プロジェクトではジェンダーの視点での交通状況、交通需要、交通に係る課題の調査を実施し、交通事業者や交通に特化した省庁の設立においては女性職員・スタッフの就労機会提供に取り組む。また、バス事業運営のノウハウやドライバー育成に係る男女スタッフの能力強化を実施し、ベースライン、モニタリング、評価の際に男女別のデータを収集する。併せて、セミナー等を通して関係者間での先進事例の共有を図る。

(10) Web 等のリモート技術の活用

新型コロナウイルス等の感染症の拡大状況は引き続き予見できないことから、可能な限りリモート技術を利用し、会議やセミナー、JCC 等の実施においては対面や渡航のみによらずオンラインとのハイブリッド方式で実施する。

(11) 交通流の分析・予測

本プロジェクトではバスの路線や運行計画の検討とパイロット事業実施後のモニタリングを目的として、交通流の現況把握と将来予測を実施することとしている。詳細計画策定調査においてパラオ警察とも道路上の監視カメラ(CCTV)を活用した交通量調査の実施について協議済みであり、既存データを

活用することで費用を抑えながら、より詳細かつ長期間にわたる定量分析を実施することが期待されている。

本プロジェクトにおける交通量調査では、映像解析やプローブ情報等を活用した情報収集、分析、データ利活用を実施し、効率的で費用対効果の高い手法を採用することが強く推奨される。

例えば我が国の国土交通省による「ICTを活用した新道路交通調査体系検討会」ではAI解析でのトラックカウントやプローブデータ等を活用したOD表構築の検討がされており、将来的には交通調査員による定期調査から常時観測体制への完全移行を目指しているほか、近年はクラウド上に動画をアップロードするだけで交通量を計測するサービス等³も提供されている。このような技術・調査手法のパラオ以外の国における活用も見据えた上で、効率的で汎用性の高い取り組みを検討し提案すること。

(12) パイロット事業

本プロジェクトでは既存のバスを活用した公共バスの改善、及び本プロジェクト内で供与する車両の導入を目的としたパイロット事業の実施を検討している。詳細計画策定調査におけるアイデアを踏まえ下記のようなパイロット事業を予定しているが、これらの提案内容に限定するものではなく、具体的な計画については、案件開始後にC/P、パラオ側関係者、発注者と議論の上で決定する。

パイロット事業の計画、実施においては再委託、謝金支払い等による本邦有識者の関与も検討する。

1) 既存のバスを活用した公共バス改善に係るパイロット事業

パイロット事業のa、bは既存のバスを使用できるため、実施期間1年目の後半以降から開始し半年程度の実施後、パラオ側が独力で運行することを想定している。パイロット事業のcはバスロケーションシステムが調達でき次第、本プロジェクトにより改善した公共バスに導入する。

a 運営効率化

パラオでは路線バスやスクールバス、高齢者向け送迎バス等の公共バスが複数存在しており、運行や維持管理もそれぞれ独立して行われている。バス車両もそれぞれ個別に調達、維持管理されており、非効率な運営となっている。このような状況を踏まえ、バス車両の効率的な運行や諸経費の削減、複数存在している公共バスの統合、民間事業者が参画する際の事業性の検討等の、効率化に係るパイロット事業を実施する。

b バス事業の拡充

パラオでは路線バスやスクールバスの運行が朝夕に限られており、その他の時間帯はほとんどの車両が稼働していない。パラオ政府は非

³ 下記のようなサービスの活用を想定。

<https://www.scorer.jp/products/scorer-traffic-counter?hsLang=ja-jp>
<https://traffic-count.jp/>

稼働時間を減らし、バスをより有効活用することを目指している。朝夕以外の時間帯での運行、幹線道以外でのフィーダー交通、オンデマンドバス、物品の輸送サービス、チャーター輸送等によるバス事業の拡充に係るパイロット事業を実施する。

c バスロケーションシステムの導入

本プロジェクト内で供与するバスロケーションシステム等を活用し、公共バスを統合・可視化し、利便性向上や市民の利用促進に係るパイロット事業を実施する。

2) 供与するバス車両に係るパイロット事業

パイロット事業の d はバス車両の調達後の実施となるが、遅くとも実施期間の 2 年目の後半には公共バスとしての活用に係るパイロット事業を開始し半年程度の実施後、パラオ側が独力で運行することを想定している。

d 供与車両の導入

本プロジェクト内で供与するバス車両を活用し、公共バスの輸送力強化や新規路線の運行に係るパイロット事業を実施する。

(13) 供与機材調達

上記(12)に記載のパイロット事業のために供与する必要な機材を調達する。これら機材の調達にあたっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022年10月)」に沿って調達する。

受注者は本契約の中で供与機材の仕様検討、調達、据付、必要な教育・訓練の提供等を実施する。

最終的に調達する機材は詳細計画策定調査における合意事項及び上記(12)に記載のとおり、案件開始後に C/P、パラオ側関係者、発注者との議論・合意を経て決定する。^{4,5}

(14) 交通マスタープラン

パラオでの将来的な交通手段の導入目標とその実現に係る道筋を示すためのマスタープランを策定する。パラオ側からは路線バス網の構築に向けた計画への要望が強いが、バスに留まらず、民間によるモビリティ事業等も視野に対象地域全域での指針を示す。JICA「パラオ国 小型電気自動車、太陽光蓄充電システム、姫島モデルを活用した温暖化対策案件化調査」や環境省「パラオ共和国コロール州における EV 車両導入を通じた脱炭素化促進及びコ・

⁴ 現時点で想定されている必要な機材は別紙 1 のとおりとし、見積に含めること。

⁵ 業務の進め方、進捗管理手法、費用低減に係る取り組み、社内体制等についても提案すること。バス車両や IT システムの調達に関する社内プロセス、経験等を有し、本プロジェクトで供与する機材に係る検討段階から調達、現地での使用、維持管理に至るまで十分に検討されていることを示すこと。特にバス車両は調達の遅延等がプロジェクトに及ぼす影響が大きいことから、提案段階から調達先との検討を十分に実施し、想定スケジュール等も含めた具体的な提案も推奨する。

ベネフィット創出事業」等の先行案件での検討結果も踏まえる。また、EV車、自動運転、MaaS等の新技術の進展や国際的な潮流にも留意し、パラオでの利活用案や導入への道筋も含める。

技術的な検討に加えて、経済分析・予測やマーケティング等も活用したパラオの公共交通を持続的に成立させるためのシナリオも検討し、経済的な実現可能性を高めるための方策についても言及する。

なお、バス路線網の整備の目標年次は2030年だが、バス以外の施策の必要性についてパラオ側と合意できた場合には、目標年次の再設定についても検討する。

交通マスタープランの策定においては再委託、謝金支払い等による本邦有識者の関与も検討する。

(15) 本邦研修

1回あたり7名、期間は10日程度程度、プロジェクト期間中計2回の本邦研修を想定している。受注者はC/P及び発注者と協議の上、本邦での研修計画(案)を提案し、発注者の承認を得て研修を実施する。実施にあたっては、発注者と協議の上、研修員候補の人選及び研修内容について、C/Pに対して助言し、調整する等の支援を行う。また研修員の受入に係るアプリケーションフォームの取り付けに協力する。

本邦研修の実施に際しては、来日前のオンライン講義などの活用も検討し、来日期間中に視察・意見交換の時間を十分に取れるよう配慮する。本邦研修を実施する際は、講師等との連絡調整、謝金支払い等の手続きを実施する。当該業務に係る経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2022年4月)」を参照し、本邦研修については受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務を行う。

(16) 現地セミナー

プロジェクト期間中、2回程度の現地セミナーを開催することを検討している。内容としては、本邦での公共バス運行に係る先進事例の紹介や公共交通の利用を促進するモビリティマネジメント、パイロット事業の広報等が想定されるが、セミナーの内容、招待者、開催時期、開催方法等については、C/P及び発注者と十分に協議の上、決定する。

第7条 業務の内容

(1) ワークプランの作成

既往協力等関連資料の整理、分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、プロジェクトの実施方針・方法を検討した上で、R/D署名時に確定したPDM、POを参考にしてモニタリングシートVer.1(案)及び業務計画書案(和文、英文:ワークプラン)を作成し、発注者に説明してコメントを得る。コメントを反映させたものを基に、現地開催される第1回JCCでC/Pとの協議に臨む。

(2) ワークプラン（案）の説明・協議、改訂

現地作業開始後、C/P にワークプラン（案）（英文）を提示し、内容について説明・協議を行う。

(3) 関連資料の収集とレビュー、問題点と課題の把握

本プロジェクトに関連するパラオの交通分野に関する資料・情報について、以下の内容等を含め、C/P と共同で必要な情報収集・現状把握を行う。

- 1) 社会経済状況
- 2) 交通整備計画
- 3) 関連計画（都市計画、土地利用計画、民間による投資計画等）
- 4) 交通分野に関連する法制度
- 5) 主要な交通モードや道路の状況
- 6) C/P 及び行政でのバスサービスの財源・予算計画・決算書類
- 7) 交通に関するデータの収集・保有・活用状況
- 8) 他ドナーの公共交通関連分野の支援状況
- 9) ジェンダーに係る現状と課題
- 10) 本プロジェクトの要請に係るパラオ側の背景（利害関係や開発計画等）

(4) JCC の開催

JCC は、第 1 回 JCC 以降、6 ヶ月ごとを目途として開催し、開催時期に合わせて、モニタリングシートを活用して活動内容の進捗状況の報告を行うとともに、今後の活動計画の承認を得る。

各回の JCC 開催前にこれまでの活動計画を踏まえた実績及び次の JCC までの活動計画を作成し、JICA 本部及びパラオ事務所に説明し、内容について協議を行い、承認を得る。活動計画を C/P に説明し、内容について協議を行い、JCC にて承認を得る。

協議結果は、別途協議議事録として取りまとめ、プロジェクト進捗状況と課題、JCC 開催時点までに得られた成果について関係機関で広く共有し、必要に応じて課題への対応策を検討する。

成果の確認に際しては、設定した指標・目標値を提示し明示化するよう努めるものとする。JCC における検討の結果、ワークプランの改訂が必要とされた場合は改訂を行う。また、研修（或いは活動）の都度、その内容及び効果について適宜評価を行い、C/P の能力モニタリングを図る。

(5) モニタリングシートの作成・更新

プロジェクトの進捗や成果、懸案事項やその要因・対策、また外部条件の分析・整理及び関係者への共有のため、第 1 回 JCC 時に合意した Ver. 1 を基に、C/P と協議しつつ、6 ヶ月ごとを目安に、モニタリングシートを作成・更新し、JICA 本部及びパラオ事務所に提出する。同モニタリングシートは、JCC 等の先方実施機関との定期的協議に活用する基本文書である。

(6) 業務進捗報告書の作成・提出

プロジェクトの各年次終了時や部分払請求時に業務進捗報告書を作成し、提出する。その際、JICA 本部及びパラオ事務所に対して報告を行う。

(7) 事業完了報告書の作成・提出

プロジェクトの終了時に事業完了報告書を作成し、提出する。その際、JICA 本部及びパラオ事務所に対して最終報告を行う。なお、C/P に対しては、プロジェクト終了後に C/P 側が引き続き実施すべき業務等についても確認し、承認を得る。

(8) C/P 及び関係機関との会議議事録 (Minutes of Meetings。以下、「M/M」という。) の作成

JCC 等の協議開催に際しては、協議内容を M/M に取りまとめる。また、上記以外においても、C/P 及び関係機関と確認を要する事項等がある場合には、M/M により内容を取りまとめ、C/P 及び関係機関との意思疎通を図る。合意した M/M は、打合せ終了後速やかに発注者に提出する。

(9) 各成果に係る業務

【活動 1：パラオの交通に係る現況分析】

1) 交通状況、交通需要、交通に係る課題の調査を実施する。(女性、高齢者、社会的弱者の交通需要についても考慮する。)

自家用車が中心となっているパラオでの交通の現況を把握するための調査を実施する。想定される調査手法については第 6 条 (11) を参考にする。2022 年度に国土交通省によって実施された「パラオ共和国における観光・環境に資する公共交通システム導入に向けた基礎情報収集・調査業務」の成果も踏まえ、効率的に調査、分析を実施する。女性、高齢者、社会的弱者にも留意した調査とする。バスの路線や時刻表の検討に資するような調査となるように留意する。

2) 試験運行中の路線バスやスクールバスの現況を評価する。

既存の路線バスやスクールバスを分析し、その課題や改善案を検討する。バスの運行頻度や利用しやすさ、価格設定等のサービス面に加えて、収支面や予算運用の効率についても分析する。

3) スクールバスを路線バスに活用した場合の課題等を把握する。

パラオ側からの要望である、スクールバスの路線バスへの転用について検討する。幹線道路での路線バスに加え、各州内でのフィーダー交通としての活用も想定される。スクールバスの路線バス化に向けた課題や改善案を検討する。

- 4) 交通に係る法制度・組織を調査・分析する。

交通に関するパラオの法制度や組織体制を調査し、課題や改善案を検討する。陸上における自動車交通を対象とし、海上交通や航空は検討の対象外とする。公共バスでは、路線バス、スクールバス、高齢者送迎バス等が複数の省庁で管轄され輻輳していることがパラオの課題であり、公共バスの統合、効率化、民営化等について検討する。関連するパラオの交通政策、エネルギー政策についても分析する。
- 5) C/Pによる官民からなる交通会議の設置を支援する。

C/Pによる官民からなる交通会議の設置を支援する。交通会議では、交通に係る課題や各事業者の本プロジェクトでの提案事項等について協議する。本会議を活用し、本プロジェクトの各活動への官民関係者の参画を促進する。
- 6) 将来の交通需要を予測する。

活動1の1)～5)に基づき将来の交通需要を予測し、あるべき交通網の姿を検討する。現況の交通量からの推定に加えて、パラオ政府や民間資本による開発計画も踏まえた検討とする。特に、バベルダオブ島の開発計画には留意する。コロール州近縁に留まらず、バベルダオブ島への北部路線の計画についてもパラオ側と十分に協議すること。

【活動2：環境配慮型交通システムに係るパイロット事業が実施され、その効果及び事業性が確認される。】

- 1) パイロット事業の概要案やスケジュールを検討し、交通会議で協議し、合意する。

パイロット事業の概要案やスケジュールを計画し、C/Pと協議のうえ、交通会議で協議し、合意する。当活動と並行して実施する活動3でのマスタープランの策定状況を踏まえたパイロット事業案とする。
- 2) 既存のバスを活用した公共バス改善に係るパイロット事業案を検討する。

第6条(12)1)に記載した留意点を踏まえ、既存の公共バスの改善に係るパイロット事業の詳細案を検討する。
- 3) 本プロジェクト内で供与するバス車両に係るパイロット事業案を検討する。

第6条(12)2)に記載した留意点を踏まえ、本プロジェクト内で供与するバス車両に係るパイロット事業の詳細案を検討する。
- 4) 交通会議にてパイロット事業の詳細案を協議し、合意する。

活動1の2)-3)に基づきパイロット事業の詳細案を交通会議にて協議し、合意する。パイロット事業では公道利用、維持保守、広報等において官民関係者の関与が必要となる。交通会議にて関係者と、協議・合意形成し、パイロット事業が適切に実施されるように準備する。

- 5) C/Pが実施する既存のバスを活用したパイロット事業を評価する。
上記2)の検討結果を踏まえ、必要な機材を調達の上、C/Pによるパイロット事業の実施を支援する。パイロット事業に係るドライバー人件費や燃料費等の必要経費はパラオ側の負担となる。受注者にはパイロット事業の計画、実施におけるアドバイスをを行う。パイロット事業の実施中、実施後において定量的、定性的な分析を実施し、その効果及び事業性等について評価する。パイロット事業終了後もパラオ側が独力でバス事業を運営していくことを想定しており、パイロット事業の計画、実施段階からパラオ側の主体的な関与が必要となる。
- 6) C/Pが実施する本プロジェクト内で供与する車両に係るパイロット事業を評価する。
上記3)の検討結果を踏まえ、必要な機材を調達の上、C/Pによるパイロット事業の実施を支援する。パイロット事業の実施中、実施後において定量的、定性的な分析を実施し、その効果及び事業性等について評価する。パイロット事業終了後もパラオ側が独力で当該バス車両を利活用していくことを想定しており、パイロット事業の計画、実施段階からパラオ側の主体的な関与が必要となる。

【活動3：環境配慮型交通システム導入に係るマスタープランが作成される。】

- 1) 交通政策として公共バスの拡充や他の交通手段の導入を検討する。
第6条(14)で記載した留意点と活動1を踏まえ、パラオでの将来的な交通政策や公共交通、モビリティ等の導入目標を検討する。
- 2) 各交通政策を実現させるためのアクションプランを検討する。
活動3の1)で検討した交通政策の実現に向けて対象地域、スケジュール、必要な投入等をアクションプランとして詳細検討する。
- 3) 各アクションプランの優先順位や実施時期を検討し、交通マスタープランを策定する。
活動3の2)で検討した各アクションプランを比較し、その優先順位や実施時期を検討する。C/Pとの協議や公共交通会議での意見聴取も実施し、パラオ側の意向も踏まえてアクションプランを評価・選別し、交通マスタープランとして取りまとめる。
- 4) パイロット事業を踏まえて交通マスタープランを改訂する。
活動2の5)、6)でのパイロット事業の実施、評価を踏まえて交通マスタープランを改訂する。特にパラオ側からのフィードバックには留意し、同マスタープランのフィージビリティを向上させるとともに、パラオ側の当事者意識の醸成も図り、主体的な実施に向けて能動的な関与を引き出すことに留意する。

- 5) 交通マスタープランの政府計画としての承認を目指し、C/Pによる同国の審議会等へ交通マスタープランの提出及び審議対応を支援する。
パラオの政策決定プロセスを調査のうへ、策定したマスタープランのパラオ政府内での承認を目指し、C/Pによる同国の審議会等への提出と審議対応を支援する。C/Pによるパラオ政府への説明等に対して適切に対応する。

【活動4：行政機関、運行事業者の公共バス運営に係る能力が強化される。】

- 1) C/Pによる公共バスに係る行政上の制度や体制の改善を支援する。

パラオでの試験的な路線バス事業はMHRCTDが企画しているが、同バスの運行はスクールバスの運行経験のあるMOEが担っており、MOE職員が通勤を兼ねて無報酬で運転している。燃料費は大統領府が負担している。このように予算や責任区分が曖昧かつ複雑なまま実施されている現状は、交通を専門的に所掌する部局が存在していないことが一因となっており、行政体制・法制度の整備が必要である。路線バスに係る運賃制度、ドライバー免許制度、路線やバス停の許認可制度等に加えて、自家用車の所有、利用、廃棄に係る規制も公共交通利用の促進に向けた重要な施策である。道路交通に係る行政制度の整備・改善に向けて、パラオの実情と日本の事例⁶を踏まえてパラオ側に提案、助言する。

。

- 2) C/Pによる公共バスの運行事業者の立上げを支援する。

現状の路線バスやスクールバス事業の運営費は教育省や大統領府が直接負担しており、バス事業に係る事業者が存在していない。パラオ政府の複数の省庁や政府機関が分散して所有している公共バスを統合、効率化することで、予算を効率的に使用できるようにする。同国は、公的なバス事業者を設立後、運行や維持保守に係る業務の民間委託を進めながら、最終的に民営化することを目指している。公共バス事業による独立採算を目指すものではないため、補助金制度等の活用に加えて、チャーター輸送や物流事業等の公共バス以外での多事業化も必要となる。車両等の資産のライフサイクルコストの分析を踏まえて経営計画を策定する。請負者はバス事業運営に係る事業スキームを検討し、パラオ側と協議し、バス運営事業者の立上げを支援する。

- 3) 公共バスに携わる行政機関職員と運行事業者職員及び関係者の能力向上に係る支援を実施する。

活動4の1)、2)でのC/Pである行政機関、バス運営事業者、及びその他関係者に対する能力向上に係る支援を実施する。必要な場合は教材等を作成する。

a 行政機関に対する能力向上支援

⁶ 本邦でも公共バスの収益化は困難なため、補助金制度等の整備が必要とされている。

日本や他国の事例を参考に道路交通、公共交通事業に係る行政機能を提供するための能力向上支援を実施する。

b バス運営事業者に対する能力向上支援

日本や他国の事例を参考にバス事業の運営、バスの運行、維持管理等に係る能力向上支援を実施する。

- 4) プロジェクト終了後もパラオ側で公共バス運行を継続するため、C/Pによる民間委託、PPP、民営化等の実施に係る検討を支援する。
活動4の2)で導入されるバス運営事業者は、本プロジェクトの最終年度には民営化かそれに類した民間委託等の形態で運行されることを目指す。受注者は交通会議等を活用してバス事業への民間企業の参画を促す。適切な事業スキームを検討し、参画企業の選定に対し助言、支援する。
- 5) 本プロジェクトによる公共バス改善後の利用状況や道路混雑状況等のモニタリングを実施する。
パイロット事業終了後の本プロジェクト最終年度にはパラオ側の独力でバス事業運営を想定していることから、本プロジェクトの活動として公共バスの活動状況をモニタリングし、必要に応じて支援する。
- 6) パラオ国民と観光客に向けた公共バス利用に係る広報活動を実施する。
パラオ国民、観光客に向けた広報活動を実施する。新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアに加えて、SNS等のインターネット上での情報発信も実施する。特に、本プロジェクトにおいてはバスの利用促進がプロジェクト成果に直結するため、公共バスの広報が重要となる。EV等の新技術の活用も想定されるため、日本や国際社会への発信も実施する。本邦研修実施時には本邦メディアによる広報の実施にも留意し、余裕を持って事前に調整する。

第8条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。事業完了報告書には、(2)の技術協力作成資料を添付する。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。事業完了報告書については製本し、その他の報告書等は簡易製本(ホッチキス止め可)とする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内	和文：電子データ
ワークプラン(案)	業務開始から1か月以内	英文：電子データ

ワークプラン（確定版）	業務開始から3か月以内	英文：電子データ
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.1”	業務開始から3か月以内	英文：電子データ
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.2”以降)	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.1”の提出後6か月毎	英文：電子データ
交通マスタープラン（案）	パラオ政府への提出時	和文：電子データ 英文：電子データ
業務進捗報告書	部分払が必要な時	和文：1部 英文：1部
事業完了報告書	契約履行期間末日 (2026年5月15日)	和文要約版：4部 英文：4部 CD-R：3枚

(2) 技術協力作成資料

受注者が直接もしくは受注者がC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。また、事業完了報告書提出時には、その時点で使用している能力向上支援で使用した教材一式や供与機材に係る操作・維持管理マニュアルを別冊として提出する。

- 1) 能力向上支援に係る研修教材
- 2) 操作・維持管理マニュアル（主なものに限る）

(3) 業務月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 詳細活動計画
- 4) 業務フローチャート
- 5) 業務従事者の従事計画／実績表
- 6) 購入資機材リスト

(4) 収集資料

受注者は、業務を通じて収集した資料を必要に応じて発注者に提出する。

(5) その他

その他、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

(6) 報告書等の仕様及び作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書は、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保し、その内容を的確に簡潔に記述する。また、外国文についても当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を行い、読み易いものとする。
- 2) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に提出し承諾を得る。
- 3) 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載する。
- 4) 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図る。
- 5) 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施す。
- 6) JICA が開催する各種会議における提出物については、開催日の 5 日前には発注者に提出し、事前説明を行う。
- 7) 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行い、C/P への広範囲な技術移転、技術蓄積を図るよう留意する。

想定される調達機材

1) バス車両

交通マスタープランの中で将来的に導入が検討される環境配慮型交通システムの持続的な運営を検証することを目的として、バス車両を供与する。参考として推奨する仕様等を以下に示すが、提案内容や実際に調達する際の仕様等を限定するものではない。案件開始後の C/P 及び発注者との協議を経て検討、調達する。

〈推奨仕様等〉

a サイズ

パラオで使用されているバスの多くはマイクロバス以下の大きさであり、本案件で供与するバスは 20～30 人乗り程度のマイクロバスサイズを想定する。

b 台数

バスの台数は、EV バス 1 台とディーゼルバス 1 台の合計 2 台を現時点では想定している。EV バスの導入はパラオでも初めてであり、故障等の不具合も想定しうる。確実にパラオで活用できるディーゼルバスも供与することで着実な案件履行にも配慮すること。

c 本邦技術の活用

EV バスを供与する場合、充電設備等に係る規格は本邦技術と関連のあるものを適用する。最終的な製造地、もしくは出荷地が日本国内であれば、なお望ましい。

d 付属品

必要な場合は充電設備や維持保守に係る機器等も含めて提案する。クリーンエネルギーでの走行を実現するため、EV バスに使用する充電設備は太陽光等による発電機能、及び蓄電機能を備えたものが望ましいが、コストが第 3 章 4. (4) の定額計上額に収まらない場合は同 (3) の別見積として提案し、プロポーザルは商用電源を利用した提案とする。

e 現地仕様

パラオで使用するために必要な仕様が網羅されていることとし、要求される認証や登録手続き等も実施する。また、運転台や取扱説明書等での使用言語は英語とする。

f 操作・維持管理指導

必要な操作・維持管理等におけるマニュアルの提供、教育、訓練等も機材と合わせて行う。

2) バスロケーションシステム

パラオでの公共バスの利便性向上及び利用促進を目的として位置情報等のリアルタイムでの管理・発信システムを供与する。参考として推奨する仕様等を以下に示すが、提案内容や実際に調達する際の仕様等を限定するものではない。案件開始後の C/P 及び発注者との協議を経て検討、調達する。

<推奨仕様等>

a システムベンダー

案件終了後もパラオ側が継続的にコミュニケーションできる企業をシステムベンダーとして選定する。本邦以外の企業も可とする。パラオでは行政機関のスマートフォン・アプリケーションを外国企業が製作した実績もある。

b バス搭載設備員数

パラオでは路線バス 3 台、スクールバス 17 台、高齢者向け送迎バス 3 台が運行されている。また、本プロジェクトでも 2 台のバスの供与を想定していることから、これらの位置情報を管理できるシステムとする。搭載する機器等の員数は上記のバス台数の現況や将来的な公共バス網を検討して提案する。

c EV バスとのインターフェース

EV バスを供与する場合、EV バスが GPS を搭載していることも想定される。そのような場合、備え付けの GPS 等とのインターフェースについても検討し、バスロケーションシステムと情報を授受できるようにする。

d データフォーマット

オープンデータとしての利活用も想定し、GTFS に準拠したシステムが望ましい。

e 初期費用、及び維持管理費

システム構築に係る初期費用と案件期間内での維持管理費を想定した提案とする。案件終了後は C/P へ供与し、維持管理費等は C/P で負担する。C/P への管理責任の移行に伴う C/P やシステムベンダーとの調整や C/P への必要な能力向上支援も実施する。

f 省設備化

維持管理を簡素化するため、クラウド上でのシステム構築等の省設備化についても検討し、提案とする。

g 通信環境

パラオでは一部地域で携帯電話の電波が届かないので、将来的な通信網の拡充にも対応できるようにする。

h 現地仕様

パラオで使用するために必要な仕様が網羅されていることとし、要求される認証や登録手続き等も実施する。特に、電波関連の法律、規制、仕様帯域等は日本との違いにも留意する。ユーザーインターフェースに係る言語は英語とする。

i 操作・維持管理指導

必要な操作・維持管理等におけるマニュアルの提供、教育、訓練等も機材と合わせて行う。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	交通流の分析手法	第6条 実施方針及び留意事項 (11) 交通流の分析・予測 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務
2	目的に沿ったパイロット事業案の提案	第6条 実施方針及び留意事項 (12) パイロット事業 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務
3	目的に沿った供与機材案と調達方法等のプロセスに係る提案	第6条 実施方針及び留意事項 (13) 供与機材調達 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務
4	本邦研修を実施する場合 テーマ、期間、回数、対象人数 及び対象機関、研修実施地域	第6条 実施方針及び留意事項 (15) 本邦研修 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務
5	現地セミナーを実施する場合 テーマ、期間、回数、対象人数 及び対象機関、研修実施地域	第6条 実施方針及び留意事項 (16) 現地セミナー 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：下記業務のいずれかとする。

モビリティ分野での新規事業実証、EV 関連業務、路線バス改善、交通マスタープラン策定

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／公共バス実証事業
- 環境配慮型交通マスタープラン策定
- バス事業運営

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 24.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／公共バス実証事業）】

- ① 類似業務経験の分野：バス事業改善に係る実証事業に係る各種業務
- ② 類似地域：島嶼国、離島、地方都市等（日本国内、先進国を含む）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：環境配慮型交通マスタープラン策定】

- ① 類似業務経験の分野：以下の業務のいずれかとする。
モビリティ分野での新規事業実証、コンサルティング、政策提言、マスタープラン策定に係る各種業務
- ② 類似地域：島嶼国、離島、地方都市等（日本国内、先進国を含む）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：バス事業運営】

- ① 類似業務経験の分野：以下の業務のいずれかとする。
路線バス事業改善、官民連携（民間委託・PPP）等に係る各種業務
- ② 類似地域：島嶼国、離島、地方都市等（日本国内、先進国を含む）
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年5月～2026年5月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 49.00 人月（現地：40.00人月、国内9.00人月）

本邦研修に関する業務人月2.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）

（準備期間の業務人月0.50人月、受入期間中の業務人月1.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

従来のバス改善に留まらず、新規的な提案を期待するため、JV等での多様な団員構成での提案を想定しています。

① 業務主任者/公共バス実証事業（2号）

パイロット事業の計画、実施、その結果の交通マスタープランへの反映を中心に業務主任として案件全体を監理する。パイロット事業はパラオ側がバス事業の実務経験を積む機会であると同時に、交通マスタープランの実証や新技術導入のデモンストレーションの場でもあり、本プロジェクト

の中心的な活動となる。他の団員の活動を取りまとめ、パラオ側と調整を重ねながらの着実な実施が求められる。

② 環境配慮型交通マスタープラン策定（3号）

交通マスタープランを策定する。パラオにおける将来的な公共バスやモビリティの導入に向けて、路線バス整備に留まらず、一般車両のEV化や発電・蓄電・充電設備等のインフラ整備についても計画する。公共交通以外のモビリティの利活用についても指針を示す。また、経済分析・予測、マーケティング等の経済的な実現可能性を高める手法についても検討する。モビリティ分野における幅広い知見とマスタープランを政策化するための調整能力が求められる。

③ 車両調達・資機材調達据付

パイロット事業に必要となる機材に関する仕様策定、メーカーとの協議、調達・発注手続き、輸送・通関手続き、据付、取り扱いに関連する能力向上支援等を実施する。車両や情報システムの供与も本プロジェクトの主要な成果となる。EVバスやバスロケーションシステム等の新技術を導入する際には、パラオ側で継続的に維持できる環境を整備することも重要となる。具体的には保守部品の確保についてもメーカーと連携し、適切な保守体制を構築する。

④ バス事業運営（3号）

パラオ側によるバス事業に係る行政制度の改善と運行事業体の立上げを支援する。日本の交通行政やバス事業に係る知見、経験が求められる。運営方式の検討、補助金制度設計、バスのライフサイクル全体での収支モデル検討、民間委託や民営化の推進等も実施する。

⑤ バス運行管理

バス事業に係る技術面での支援を実施する。路線計画、運行計画、維持保守、顧客サービス向上、安全マネジメント等に係るバス事業の実務全般に係る指導、アドバイスを実施する。

⑥ 交通流分析・予測

交通流に係る分析・予測と案件全般での業務調整を実施する。映像解析等を活用することで費用を抑えながらもより高精度での交通流の分析を実施する。

3) 渡航回数を目途 全58回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。以下の業務以外での提案を妨げるものではありません。

- 交通流分析・予測、パイロット事業実施に係る補助業務

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 2023年1月にカウンターパート機関と署名したR/D(写)
- 「パラオ国環境配慮型交通システム導入に係るマスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

2) 公開資料

JICA：「パラオ国 小型電気自動車、太陽光蓄充電システム、姫島モデルを活用した温暖化対策案件化調査」

https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/document/1445/Ac211017_summary.pdf

環境省：「パラオ共和国コロール州におけるEV車両導入を通じた脱炭素化促進及びコ・ベネフィット創出事業」

https://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/project/data/JPLW_2020_01.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有 (C/Pオフィス)
4	執務スペースの家具 (机・椅子等)	有 (C/Pオフィス)
5	事務機器 (コピー機等)	有 (C/Pオフィス)
6	Wi-Fi	無 (受注者手配)
7	空港送迎	無 (受注者手配)
8	宿舎手配	無 (受注者手配)
9	車両借上げ	無 (受注者手配)
10	初回現地業務開始時の現地日程調整	必要に応じ事務所に相談

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

164,223,000円（税抜）

なお、定額計上分 48,190,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）

- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	バス車両や資機材の調達・据付	第6条 実施方針及び留意事項 (13) 供与機材調達 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務	39,000,000円	車両、付属機器、ITシステム等の購入費、輸送費、据付費等	機材費
2	現地再委託費	第6条 実施方針及び留意事項 (11) 交通流の分析・予測 (12) パイロット事業 第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務	3,000,000円	交通流調査費、パイロット事業支援費	再委託
3	本邦研修にかかる経費	第6条 実施方針及び留意事項 (15) 本邦研修	6,040,000円	受入期間中の業務人月4号1.50人月分の報酬3,840千円、直接経費2,200千円	報酬 国内業務費
4	翻訳費	第7条 業務の内容 (9) 各成果に係る業務	150,000円	能力向上支援に係る資料等の翻訳 7,000円/枚×20枚+予備10,000円	一般業務費

- (5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路を以下のとおり提示します。なお、提示している経路以外を排除するものではありません。

東京⇒グアム⇒パラオ

(7) 業務実施上必要な機材を、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／公共バス実証事業</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験 ³	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>環境配慮型交通マスタープラン策定</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>バス事業運営</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上